

入札説明書（会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託）

本件入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 件名 会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託
- 2 仕様 会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託仕様書のとおり
- 3 入札方法 本件入札は、郵便入札の方法による。
郵便入札の方法は、別紙「郵便入札の手引き」を必ず参照すること。「郵便入札の手引き」による方法以外の方法で提出された入札書は無効とする。

4 入札書記載金額

- (1) 入札書記載金額については、契約期間全体における総額を記載する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書記載金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。そのため、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額の訂正は認めず、金額の訂正がなされた入札書は、無効とする。金額を書き間違えた場合は、訂正印等による修正ではなく、新しい入札書に書き直して提出すること。

5 価格内訳書作成時の留意点

本件入札に係る価格内訳書を作成する際は、維持修繕費の項目は各年度とも 22,780,000 円の固定額で積算すること。

この項目の額を増減させて積算し入札を行った場合は、その入札は無効とする。

なお、維持修繕費は、本件委託業務の最終年度の最終支払分において、次の額を上限として清算する。

22,780,000 円／年×4 年＝91,120,000 円（税抜）

6 委託料の請求等について

契約書で定める「委託料内訳書（四半期毎の支払額）」のとおりにより四半期ごとに請求できるものとする。

委託料内訳書（四半期毎の支払額）については、以下のとおりとする。

- ・入札時に提出された価格内訳書の年度毎の業務価格（計）に消費税及び地方消費税

の額を乗じて得た額を四半期（４）で除算し、期別ごとに金額を定める。端数が発生した場合は３月期分で調整する。

7 仕様書等に対する質問

（１）質問方法

本件に関する質問は、原則として市指定の質問書様式により、FAX又は電子メールで送信すること。なお、FAX又は電子メールの送信後は、確認のため、必ず下記の質問書送付先に電話連絡を行うこと。

市指定の質問書様式は、市ホームページ内「入札情報＞２ 一般競争入札公告等＞制限付一般競争入札公告」に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

（２）質問書の送付先

会津若松市役所契約検査課

電話番号：0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413

契約検査課代表メールアドレス：keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（３）質問期限

令和８年９月２４日（木） 午後５時１５分まで

（４）質問に対する回答

後日、質問者に対してFAXで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を市ホームページに掲載する。

※ 入札書の郵送手続き前に必ず、質問の有無及びその回答内容について確認すること。

8 現地確認及び資料の閲覧

（１）実施期間

公告日から令和８年９月１８日（金）まで（土日を除く。）

時間帯は午前９時から午前１１時４５分又は午後１時から４時までの間。

（２）実施場所等

①現地案内 会津若松市下水浄化工場ほか各処理場、マンホールポンプ場

②資料の閲覧場所 会津若松市下水浄化工場

③閲覧資料の内容 維持管理月報、年報等の各施設の運転状況を確認できる資料

※ 資料等の撮影(写真等)を可。各自必要な撮影機器等を準備すること。閲覧場所では複写機によるコピー等の対応はしない。

（３）申込方法

指定様式によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。

（４）申込先

会津若松市上下水道局総務課

電話番号：0242-22-6073 F A X 番号 0242-22-6173

上下水道局総務課メールアドレス：suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(5) その他

希望日時の3営業日前までに会津若松市上下水道局総務課へ申し込みをすること。

現地（各施設）への移動手段は、参加者各自で手配すること。

9 落札候補者の決定方法

予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格で入札した者を第一落札候補者とする。第一落札候補者となり得る同価の入札をした方が2人以上いる場合は、くじ引きを行い落札候補者の順位を決定する。

当該入札をした者が開札に立ち会っている場合は、その者がくじを引き、立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 第一落札候補者に対する事後審査の実施

開札により第一落札候補者となった者が公告で定める入札参加資格要件を満たしていることを確認するため、事後審査を行う。

この事後審査のため、第一落札候補者は、入札参加資格審査調書に必要書類を添えて、市が指定する時刻までに市が指定する方法により提出しなければならない。

本件入札において、入札参加資格審査調書に添付しなければならない書類は、次のとおりである。

- (1) 下水道処理施設維持管理業者登録証の写し
- (2) 類似業務受注実績表・契約書等の写し
- (3) ①総括責任者調書
 - ②下水道法施行令第15条の3に規定する資格を証する書類（卒業証書及び実務経歴書 など）
 - ③実務経歴が確認できる契約書等の写し（(2)の契約書と重複する場合は省略可）
- (4) ①副総括責任者調書
 - ②下水道法施行令第15条の3に規定する資格を証する書類（卒業証書及び実務経歴書 など）
 - ③実務経歴が確認できる契約書等の写し（(2)の契約書と重複する場合は省略可）

11 契約保証金について

契約締結後、落札者は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。契約保証金は、業務履行完了後に還付する。

ただし、「市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合」及び「過去2年

間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。）において地方公共団体等との同額程度の契約実績が2回以上ある場合」は、契約保証金の納付を免除することができる。

その場合には、市が求める書類（保険証券の写し又は実績報告書）を提出すること。

また、会津若松上下水道事業契約規程（平成8年会津若松市水道部管理規定第10号）第6条第2項各号に掲げる担保の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

12 契約締結後の提出書類について

契約締結後、落札者は次の書類を提出すること

- ①労働条件関係書類(労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの・就業規則及び労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書等)
- ②会社概要関係書類(任意様式)所在地、資本金、業務内容、社歴が確認できるもの
- ③入札書に添付した価格内訳書の積算詳細

13 その他

- (1) 市ホームページ掲載の会津若松市競争入札心得（平成13年3月6日決裁）の規定について熟知のうえ、入札に参加すること。
- (2) 入札日時点において、入札参加資格を有していない場合は、当該入札は無効となる。
入札参加資格の更新が遅れた場合は、有効期限が途切れるので十分注意すること。